

事業者各位

財務省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、環境省

容器包装利用・製造等実態調査の実施について

平素より、環境行政及びリサイクル行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省では共同して、国内における容器包装の製造・利用実態の把握のための調査を平成8年より実施しております。容器包装を製造または利用している可能性がある業種（製造業、卸売業、小売業、外食産業、農業、漁業等）の事業を行う全国の個人事業主を含む事業者の皆様の中から選出して毎年実施している調査です。

ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として制定された「容器包装リサイクル法」（平成9年4月一部施行、平成12年4月完全施行）により、事業者には、市町村が分別収集した容器包装廃棄物について、再商品化（リサイクル）する義務が生じることとなっています。

各事業者に課せられる再商品化義務量は、国が毎年度公表する量・比率等に基づき、算出されます。本調査は、実態に即した量・比率等を定めるために実施するものです。別添調査票により、各事業者の現在の容器包装の利用・製造等の有無、容器包装の種類ごとの使用量、出荷量及び販売額等について調査いたします。本調査の同封物は以下のとおりです。

- ①本紙 ②本調査票(A4×8頁) ③簡易回答票(A4×1頁)※容器包装を利用・製造等していない事業者用
④記入上の注意 ⑤本調査Q&A ⑥返信用封筒

本調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、その実施について総務大臣の承認を受けて実施するものです。ご多忙の中、大変恐縮ではありますが、下記期限までに調査票に必要事項を記入のうえ、お送りいただくようお願い申し上げます。ご回答いただいた調査票については、前記目的のみに使用し、個人情報を含む全てのデータについて責任を持って守秘いたします。

(備考)

- 本調査は、容器包装リサイクル法を担当する財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省が共同で実施するものですが、調査票の送付・回答のとりまとめ・集計等は、農林水産省及び経済産業省が実施します。なお、調査結果の概要については下記ホームページに掲載いたします。
- 貴社（あなた）が、容器包装の利用・製造等を行っていない場合でも、量・比率等の決定に反映させる必要がありますので、お手数ではございますが、同封いたしました簡易回答票(A4×1頁)の設問にご記入の上、下記の回答方法にてご返送をお願いします。
- 本調査の詳細につきましては、下記ホームページでも、容器包装リサイクル法関連のパンフレット、Q&Aや本調査の説明資料、記入例等を掲載しておりますのでご参照ください。なお、本調査に関する問合せ等につきましては、下記の間合せ先でも受け付けております。

記

1. 回答期限 令和6年 6月28日（金）
2. 調査に関するお問合せ先 容器包装利用・製造等実態調査事務局
電話：0120-380-641（土、日、祝日を除く、AM9:00~PM6:00）
3. 回答方法 郵送 または オンライン回答
 - (ア) 郵送 同封の返信用封筒にてご返送ください
簡易回答票受付FAX番号：0120-964-200
 - (イ) オンライン回答 e-Gov 電子申請からアクセスしてください

e-GOV
電子申請

e-Gov 電子申請 アクセスはこちら⇒ <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
トップページ> 手続検索
> 「手続名称から探す」の検索欄に「容器包装」と入力し検索
> 検索結果で【容器包装利用・製造等実態調査】を選択してください

4. 関連ホームページ 下記ホームページより調査票、説明資料等のダウンロードが可能です。また、ご協力頂いた調査の結果についてもこちらに掲載する予定です。

(経済産業省) https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html

(農林水産省) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_survey/index.html

オンライン回答（e-Gov 電子申請）について

e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

24h
後所の窓口がしまっている大丈夫

どこからでも申請可能

マイページで状況をすぐに確認

パソコン上だけで手続が完了

e-GOV 電子申請

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

トップ | 電子申請について | 利用準備 | **手続検索** | ヘルプ

◎ 手続名称から探す

容器包装

検索

⇒ 検索結果で、容器包装利用・製造等実態調査を選択。回答に電子証明書は必要ありません。

容器包装利用・製造等実態調査に関する情報提供について

経済産業省および農林水産省のホームページにおいても、容器包装リサイクル法関連のパンフレット、Q&Aや本調査の説明資料、記入例を掲載しておりますのでご参照ください。

- 電子調査票（Excel版、PDF版）
- 電子申請（e-Gov操作）マニュアル（PDF）
- 容器包装利用・製造等実態調査の概要と調査票の記入方法について
- 容器包装利用・製造等実態調査記入例

（経済産業省ホームページ）

アクセスはこちら

⇒ https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html

スマートフォンの場合

（QRコード）



経済産業省トップページのメニュー「政策について」の「政策一覧」

> 「エネルギー・環境」の「リサイクル」> 3R政策

> 右側メニューの「行政情報を調べる」の「法律（リサイクル関連法）」の「容器包装リサイクル法」

> ページ中段にある「法律原文と関係資料はこちら」

> ページ最下段にある調査事業「容器包装利用・製造等実態調査」

（農林水産省ホームページ）

アクセスはこちら

⇒ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_survey/index.html

スマートフォンの場合

（QRコード）



農林水産省トップページのメニュー「政策情報」の「食料産業・食文化」

> 「食品産業」の「リサイクル食品ロス」

> 「1. 容器包装リサイクル」の「容器包装の減量、リサイクルに関する情報」

> 「容器包装リサイクル法について」の「容器包装利用・製造等実態調査」